

JIS

防護服－ハンドナイフによる
切創及び突刺しきずを防護するための
手袋及びアームガード－
第 1 部：鎖かたびら手袋及びアームガード

JIS T 8121-1 : 2006

(ISO 13999-1 : 1999)

(JSAA/JSA)

平成 18 年 4 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 労働安全用具技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	吉 識 晴 夫	帝京平成大学
(委員)	芦 谷 彰 克	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	市 川 健 二	社団法人産業安全技術協会
	小 川 孝 裕	財団法人日本防災協会
	笠 井 一 治	日本安全靴工業会
	竹 内 宣 博	株式会社千代田テクノ
	谷 澤 和 彦	日本安全帽工業会
	利 岡 信 和	社団法人日本保安用品協会
	中 村 富 也	厚生労働省
	西 本 右 子	神奈川大学
	能 見 和 司	電気事業連合会
	明 星 敏 彦	独立行政法人産業医学総合研究所
	村 上 博 幸	日本原子力研究所
	森 正 晴	川重防災工業株式会社
	山 崎 弘 志	建設業労働災害防止協会
	山 本 為 信	山本光学株式会社
	吉 田 孝 一	社団法人日本電機工業会

主 務 大 臣：厚生労働大臣，経済産業大臣 制定：平成 18.4.25

官 報 公 示：平成 18.4.25

原 案 作 成 者：社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：労働安全用具技術専門委員会 (委員長 吉識 晴夫)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本保安用品協会(JSAA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

制定に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 13999-1:1999, Protective clothing—Gloves and arm guards protecting against cuts and stabs by hand knives—Part 1: Chain-mail gloves and arm guards**を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

JIS T 8121-1 には、次に示す附属書がある。

附属書 A (規定) 選定した手袋サイズのカラーコード

附属書 B (参考) 手及び上肢のサイズ、防護手袋及びアームガードのサイズ

附属書 C (参考) アームガードに使用するプラスチックの選択に関する助言

附属書 D (参考) 快適さと防護を与える手袋並びにアームガードの選択

JIS T 8121 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS T 8121-1 第 1 部：鎖かたびら手袋及びアームガード

JIS T 8121-3 第 3 部：布はく、皮革その他の材料の衝撃切創試験

目 次

	ページ
序文	1
1. 適用範囲	1
2. 引用規格	2
3. 定義	2
4. 要求事項	2
4.1 手袋及びアームガードの防護表面領域の寸法	2
4.2 構造	4
4.3 引張強さ	5
4.4 刃の突刺し抵抗	5
4.5 材料の性質	5
5. 試験装置	5
5.1 目視検査	5
5.2 公差	5
5.3 引張強さ試験装置	5
5.4 突刺し試験装置	5
5.5 すき間ゲージ	6
5.6 点検棒	6
5.7 そで（袖）口及び前腕アームガードの圧縮した状態での長さを測定するための試験アーム	6
6. 試験手順	7
6.1 目視検査	7
6.2 寸法及び質量の測定	7
6.3 すき間の寸法の試験	8
6.4 引張強さ試験	9
6.5 突刺し試験	9
6.6 洗浄温度でのプラスチック製アームガードの物理的安定性の試験	10
7. 表示	10
8. 使用者のための製造業者の提供情報	10
9. 図記号	11
附属書 A（規定）選定した手袋サイズのカラーコード	18
附属書 B（参考）手及び上肢のサイズ、防護手袋及びアームガードのサイズ	23
附属書 C（参考）アームガードに使用するプラスチックの選択に関する助言	33
附属書 D（参考）快適さと防護を与える手袋並びにアームガードの選択	35
解 説	36

防護服—ハンドナイフによる切創及び突刺しきずを 防護するための手袋及びアームガード— 第 1 部：鎖かたびら手袋及びアームガード

Protective clothing—Gloves and arm guards protecting against cuts and stabs by hand knives—Part 1:Chain-mail gloves and arm guards

序文 この規格は、1999年に第1版として発行された **ISO 13999-1**, Protective clothing—Gloves and arm guards protecting against cuts and stabs by hand knives—Part 1: Chain-mail gloves and arm guards を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある“参考”は、原国際規格にはない事項である。

突刺しに対してある程度の防護を与える鎖かたびら手袋及び金属製又はプラスチック製アームガードは、ナイフが使用者の手及び前腕に向けて動かされる作業の局面において使用される。また、突刺しに対する防護手袋及びアームガードは、プラスチック、皮革、布はく及び製紙工業、並びに床張りなどの作業でハンドナイフを用いて作業する人に、十分な防護を与える。

この規格で規定される試験は、条件において厳しく、ある場合には製品を十分に試験するためにそれを破壊すべき試験として意図されていることに注意しなければならない。この規格では厳しい要求事項になっているが、通常使用の条件でナイフが手袋又はアームガードを貫通してしまうことを意味するものではない。

この規格の原案作成においては、その規定の遂行が適切な資格と経験とをもつ人々にゆだねられていることが想定されている。この規格は、そのような人々を指導するために作成されている。規定される装置は、適切な能力をもつ人だけが使用する。また、この規格を適用する場合には操作員及び他の人体の傷害を防ぐための、合理的に実行可能な安全上の保護措置を講じなければならない。

1. 適用範囲 この規格は、手袋及びアームガードの設計、刃の突刺し抵抗、人間工学上の特性、ストラップ、質量、材料、表示並びに情報に関する要求事項について規定する。また、適切な試験方法も規定する。

a) この規格は、ハンドナイフとともに使用される鎖かたびら製防護手袋、並びに金属製及びプラスチック製アームガードに適用する。

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21**に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。

ISO 13999-1:1999, Protective clothing—Gloves and arm guards protecting against cuts and stabs by hand knives—Part 1: Chain-mail gloves and arm guards (IDT)